

人間ドックの健診費用を助成します～平成24年度から助成内容が変わります～

【対象者】①から③すべてにあてはまる人

- ①長浜市国民健康保険に加入している、40歳以上74歳までの人
 - ②国民健康保険料に滞納がない人
 - ③市の保健指導を受けることに同意される人
- ※注意 特定健康診査は受けられません。

【助成内容】

人間ドック（日帰り・1泊）、人間ドックと同時に実施されるオプション検診、脳ドック

【対象受診機関】

市立長浜病院、市立湖北病院、長浜赤十字病院、彦根中央病院、友仁山崎病院、KKCウェルネスひこね健診クリニック

【助成額】

受診費用の2分の1（100円未満切捨て）上限20,000円
宿泊を伴う場合…上限25,000円

【手続方法】

国民健康保険被保険者証を持参のうえ、窓口で申請してください。

受診された後での助成申請は受け付けできません。

【受付期間】

4月2日（月）～6月29日（金）
※レーク伊吹農協、北びわこ農協JAドックについては別途広報でお知らせします。

【申請窓口】

保険医療課（☎65-6512）、各支所福祉生活課

『訪問理美容サービス』をご利用ください

在宅で生活されているしょうがいのある人や、寝たきり等の高齢者の皆さんに、自宅訪問による理美容サービスを実施します。

しょうがいのある人

【サービスが受けられる人】

次の条件のすべてに該当する必要があります。

1. 平成23年10月1日～平成24年3月31日の間に3か月以上在宅で生活をしている人
2. 平成22年分の所得税が非課税の世帯
3. 平成24年4月1日現在で、下記のいずれかの手帳を持っている人
 - ①身体障害者手帳（肢体不自由、視覚しょうがい、内部しょうがい）1、2級
 - ②療育手帳A1、A2
 - ③精神障害者保健福祉手帳1、2級
4. 次の世帯のいずれかに該当する人
 - ①しょうがいのある人のみの世帯
 - ②しょうがいのある人と同居している人のすべてが65歳以上の人である世帯

【申請時に必要なもの】

交付を受けている手帳

問申 しょうがい福祉課（東別館1階）

（☎65-6518）または各支所福祉生活課

65歳以上の人

【サービスが受けられる人】

次の条件のすべてに該当する必要があります。

1. 平成23年10月1日～平成24年3月31日の間に3か月以上在宅で生活をしている人
2. 平成22年分の所得税が非課税の世帯
3. 平成23年10月1日現在で次のいずれかに該当する人
 - ①介護保険法による要介護4または5の認定を受けている人
 - ②特別障害者手当または福祉手当受給者
 - ③身体障害者手帳（肢体不自由）1または2級の交付を受けている人
 - ④療育手帳A1またはA2の交付を受けている人

問申 高齢福祉介護課（東別館1階）

（☎65-7789）または各支所福祉生活課

＜共通事項＞

【自己負担額】 利用料の1割（450円）

【受付期間】 4月2日（月）～16日（月）

※平日（8時30分～17時15分）のみ



市立病院通信 ⑬

お元気ですか



市立長浜病院 麻酔科 柳田 豊伸 先生

麻酔を受ける患者さんへ

麻酔は怖いもの、誤のおからないものというイメージがありますが、麻酔をより理解していただくために、麻酔とその流れについて説明します。

○麻酔とは

麻酔とは手術中の意識や苦痛を取り除いて手術を可能にするだけでなく、一刻と変化する患者さんの状態に応じて治療を行い、生命と安全を守ることで

○麻酔の流れ

当院の麻酔科が担当する手術では、主に手術の前日に術前診察を行います。これは、患者さんの状態や手術の種類などを考えて、一人一人の患者さんに合った麻酔法を決定し、注意点を

手術当日は、手術室に入る30分前に眠くなるシロップを飲んでいただくことなどが行われます。手術室では、心電図の電極を胸に貼ったり、血圧計を腕に巻きつけたりして麻酔を行います。全身麻酔では、眠たくなる薬で寝ていただき、その間に手術を行います。下半身麻酔では、横向きになつたあと背中注射をし、可能であれば手術の間は薬でウトウトするようにします。どちらの麻酔でも麻酔がかかっている間は、心臓の拍動や血圧、身体の中に酸素が十分取り込まれているかなど、絶えず見守っています。

このように麻酔科医は、皆さんに安全に麻酔を受けていただけるように努力を続けていますので、どうか安心して手術を受けに来て

問 市立長浜病院（☎68-2300代表）

平成24年度地域密着型サービス事業所を募集します

市では、「第5期介護保険事業計画（平成24年度～26年度）」に基づき、介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を続けられるように、「地域密着型サービス」の基盤整備を進めます。

平成24年度に地域密着型サービス事業所を整備・開設する事業者を下記のとおり募集します。

【募集事業および募集施設数など】

募集事業（サービス）	募集数	定員	備考
認知症対応型通所介護	1	12人まで	
認知症対応型通所介護（共用型）※	3	3人まで	
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	1	9人まで	「西部」か「東部又は北部」圏域での開設に限る。
小規模多機能型居宅介護	1	25人まで	「西部」か「東部又は北部」圏域での開設に限る。

- 西部圏域・・・長浜地区
 - 東部圏域・・・南郷里、北郷里地区
 - 北部圏域・・・神照地区
- ※市内でグループホームを開設（予定）されている事業所で、介護サービス事業の運営を3年以上行っている事業所に限ります。

【募集期間】 4月16日（月）まで 閉庁日を除く 受付時間：9時～16時30分

※応募手続きに際しては、電話予約のうえ来庁願います。詳しくは、下記まで問合せください。

問 高齢福祉介護課（☎65-7789）

国民健康保険証を受け取っていない人へ

平成24年度の国民健康保険証を簡易書留郵便で3月中旬に送付しました。留守等で受け取れなかった人は、保険医療課（本館1階）または各支所福祉生活課まで問い合わせのうえ、お越しください。

【持ち物】

- ①平成23年度の保険証
 - ②来庁者の本人確認ができるもの（免許証、パスポートなど）
- ※世帯員以外の方が来庁される場合は、世帯主の委任状と②をお持ちください。

こんなときは忘れずに14日以内に届出を

●国民健康保険への喪失届出

お勤め先の健康保険等に加入したとき、または被扶養者の認定を受けたとき（自動喪失になりません。）

●国民健康保険への加入届出
お勤め先の健康保険等の資格を喪失したとき、または被扶養者の認定を外れたとき（資格を喪失した日から国保加入となります。）

問 保険医療課（☎65-6512）各支所福祉生活課

衛生材料費助成事業（1回目）の申請を受け付けます

寝たきり等の高齢者の皆さんに気持ち良くすごしていただけるよう、紙おむつ・おむつカバーの購入費の助成券を交付します。2万7千円/6か月分の交付に対する申請です。

【対象】

平成23年10月1日～平成24年3月31日の間に3か月以上在宅生活をしている65歳以上の所得税非課税世帯の人で平成23年10月1日現在、次のいずれかに該当する人

- ①介護保険法による要介護3、4または5の認定を受けている人
- ②特別障害者手当または福祉手当受給者
- ③身体障害者手帳（肢体不自由）1または2級の交付を受けている人
- ④療育手帳A1またはA2の交付を受けている人

【受付期間】 4月2日（月）～16日（月） ※平日（8時30分～17時15分）のみ

問申 高齢福祉介護課（東別館1階）（☎65-7789）または各支所福祉生活課

